第九項	「株主等上場株式等配当等	外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定の適用
	当該株主等上場株式等配当等に係る株主等である者に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除	株主等上場株式等対象配当等の（同項の	（租税特別措置法第九条の三の二第一項の
	受ける株主等上場株式等配当等	対象配当等の名称、	所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地（
	第九項第一号から第三号まで、第五号及び第六号	配当等の	及び
		租税条約の相手国等	外国法人に係る外国
		及び当該租税条約	及び外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定
		同号の租税条約	外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項
		相手国等の権限ある当局	外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関
第十項	平成二十六年一月一日	適用開始日	
第十二項第一号	株主等上場株式等配当等につき当該株主等上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	株主等上場株式等対象配当等につき外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定の適用	
第十二項第二号	配当等の	対象配当等の	
第十四項	第九項に規定する租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第十五条第四項の規定の適用	
	同項第一号	第九項第一号	
	租税条約の相手国等の権限ある当局の当該免除	外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の同条第四項の規定の適用	
	者が	者が当該外国の法令により所得税に相当する税の課税標準となる	

	つき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等	相当する所得をその者に相当する居住者又は内国法人の所得とした場合にその所得に対して当該所得税に相当する税が課されるとしたならば当該外国において同項の規定によりその者に対して所得税を課さないこととされる条件と同等の条件によりその所得税に相当する税の免除を受けることができる場合における当該株主等であるつて、かつ、外国	外国の租税に関する権限のある機関
第十五項	相手国等の権限ある当局		
	同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める	外国居住者等所得相互免除法第十五条第四項の規定の適用を受けるための	を前項
	を同項	を前項	対象配当等の
第十六項第一号	配当等の	株主等上場株式等対象配当等につき外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定の適用	外国
	相手国等		
第十六項第二号	株主等上場株式等配当等につき当該株主等上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除		
第十六項第三号及び第五号	配当等の		対象配当等の

3　租税条約等実施特例省令第二条の三第一項（第六号ホを除く。）から第五項まで及び第七項から第十八項まで（第八項第四号を除く。）の規定は、法第十五条第五項又は第六項の規定の適用がある相手国団体対象配当等（対象配当等のうち、非居住者又は外国法人に係る外国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となっている当該外国において設立された団体の所得として取り扱われるものをいう。）について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第二条の三第一項第一号から第七号まで（第六号ホを除く。）及び第十号、第四項、第七項並びに第八項中「相手国団体配当等」とあるのは「相手国団体対象配当等」と、同項（第四号を除く。）並びに同条第十一項から第十四項まで（第十二項第一号を除く。）、第十六項（第二号を除く。）及び第十七項中「相手国団体上場株式等配当等」とあるのは「相手国団体上場株式等対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	法第三条の二第五項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（以下「外国居住者等所得相互免除法施行規則」という。）第六条第三項
	相手国団体配当等（	相手国団体対象配当等（
	「相手国団体配当等	「相手国団体対象配当等
	当該非居住者又は外国法人に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第十五条第五項又は第六項の規定の適用